

[別紙]
様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 7 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 楠田歯科診療所
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎市城山町 1 9 番 5 号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 8 年 9 月 19 日
- (4) 設立登記年月日 平成 8 年 10 月 3 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	楠田歯科診療所	長崎県長崎市城山町 1 9 番 5 号	

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務) 該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 8 月 23 日 令和 2 年度決算の決定
 令和 3 年 8 月 23 日 令和 3 年度の借入金額の最高限度額の決定
 令和 3 年 8 月 23 日 理事報酬額改定

法人名 医療法人 楠田歯科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市城山町 1 9 番 5 号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	10,790	I 流動負債	1,928
II 固定資産	13,273	II 固定負債	12,855
1 有形固定資産	10,929	負債合計	14,784
2 無形固定資産	880	純資産の部	
3 その他の資産	1,463	科 目	金 額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	△ 721
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	9,278
資産合計	24,063	負債・純資産合計	24,063

法人名 医療法人 楠田歯科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市城山町 1 9 番 5 号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	40,129
2 事業費用	38,878
本来業務事業利益	1,250
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,250
II 事業外収益	1,422
III 事業外費用	140
経常利益	2,532
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,532
法人税等	532
当期純利益	2,000

様式 2

法人名 医療法人 楠田歯科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市城山町 1 9 番 5 号

財 産 目 録
(令和 4年 6月30日現在)

1. 資 産 額	24,063 千円
2. 負 債 額	14,784 千円
3. 純 資 産 額	9,278 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	10,790
B 固 定 資 産	13,273
C 資 産 合 計 (A+B)	24,063
D 負 債 合 計	14,784
E 純 資 産 (C-D)	9,278

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 楠田歯科診療所

理事長 楠 田 穰 殿

私は、医療法人 楠田歯科診療所の令和1年会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月17日

医療法人 楠田歯科診療所

監事 金子 修 司